

中国税務速報

2025年1月16日

一、「中華人民共和国主席令第41号」中華人民共和国増値税法

中国習近平主席は12月25日、「中華人民共和国主席令第41号」（以下、「主席令第41号」という）に署名し、「中華人民共和国増値税法」（以下、「増値税法」という）全文を公布した。2026年1月1日より施行される。

- 「増値税法」は総則・税率・課税額・税制優遇措置・徴収管理・付則を含む6章38条からなっている。増値税法草案の第2次見直し案から「増値税法」は税制優遇措置の一部を調整した。例えば、第24条の増値税免除品目から「避妊用医薬品及び器具」を削除した。また「公共の福祉のための寄付」に関して、第25条に増値税特別優遇政策を策定することが新たに追加された。
- 「増値税法」において、納税者が税制優遇措置を放棄する具体的な期間については、第27条で「36ヶ月」と明確に定めた。

出典：掲載元名「中華人民共和国主席令第41号」

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202412/content_6994477.htm

二、「税総弁征科函『2024』71号」 2025年度確定申告期限の明確化に関する国家税務総局弁公庁の通知

12月26日、「2025年度確定申告期限の明確化に関する国家税務総局弁公庁の通知」が公布され、月次または四半期満了後15日以内に確定申告する各税目に関する2025年度の具体的な申告期限が明確に定められた。詳細は以下のとおりである。

- 1月・7月・8月・9月・12月の申告期限はそれぞれ当月15日までとする。
- 2月1日から4日までは4連休のため、申告期限は2月20日まで順延する。
- 3月15日は土曜日のため、申告期限は3月17日まで順延する。
- 4月4日から6日までは3連休のため、申告期限は4月18日まで順延する。
- 5月1日から5日までは5連休のため、申告期限は5月22日まで順延する。
- 6月15日は日曜日のため、申告期限は6月16日まで順延する。
- 10月1日から8日までは8連休のため、申告期限は10月27日まで順延する。
- 11月15日は土曜日のため、申告期限は11月17日まで順延する。

出典：掲載元名「2025年度確定申告期限の明確化に関する国家税務総局弁公庁の通知」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102424/c5237383/content.html>

三.「国家税務総局・財政部・中国証券監督管理委員会 2024 年第 14 号」 「個人による上場企業の譲渡制限株式の譲渡に係る個人所得税の徴収管理サービスに対する更なる改善」に関する国家税務総局・財政部・中国証券監督管理委員会の公告

12 月 27 日、国家税務総局・財政部・中国証券監督管理委員会は共同で、「個人による上場企業の譲渡制限株式の譲渡に係る個人所得税の徴収管理サービスに対する更なる改善に関する公告」（以下、「公告」という）を公布し、同日より施行した。

1. 「公告」により、個人による譲渡制限株式の譲渡に関する現行の規定に基づき、個人株主の口座を開設した証券会社は従来と同様、源泉徴収義務者とされ、納税地を証券会社の所在地から譲渡制限株式を有する上場会社の所在地に調整した。
2. 「公告」に記載された上場企業の譲渡制限株式には、財税「2009」167 号、財税「2010」70 号、財税「2011」108 号、財税「2018」137 号、財政部・税務総局公告 2011 年第 33 号などの規定に該当するすべての各種譲渡制限株式または株式が含まれ、合計 9 種類がある。外国投資家が公開買付けを通じて戦略的投資を実施できるように、公開買付けという戦略的投資を追加した。

出典：掲載元名「「個人による上場企業の譲渡制限株式の譲渡に係る個人所得税の徴収管理サービスに対する更なる改善」に関する国家税務総局・財政部・中国証券監督管理委員会の公告」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5237400/content.html>

四.「人社部令第 54 号」 「中国に就職する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法の改正に関する人力資源・社会保障部の決定

国务院の同意を得て、人力資源・社会保障部、財政部、国家税務総局、金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会は、個人年金制度の全面実施に関する問題について、以下の通知を公布した。「外国公文書認証要件の撤廃条約」への中国の加盟義務を果たすため、また、外国人の社会保険加入に関連する文書・番号の編集規則の変更に対応するため、人力資源・社会保障部は、「中国国内で就職する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」（第 16 号令）の規定に対して一部改正を行う（以下、改正後の暫定弁法を「本弁法」という）。主な改正点は以下のとおりである。

1. 第 1 条：本弁法の目的は、外国人が中国において就職している間、法に基づき社会保険に加入し、待遇を享受する権利を保護し、社会保険の管理を強化する。
2. 第 2 条：中国における外国人の就職範囲を再定義し、非中国籍の外国人は合法的な就職許可証と滞在許可証を有する必要があることを明確にする。
3. 第 7 条：外国人が中国国外で社会保険給付を受ける資格の確認方法を調整し、インターネットによるセルフサービスと在外中国公館による生存証明書発行のオプションを追加し、国際条約の関連規定の実施方法を最適化する。
4. 第 11 条：法に従って就職許可書を有しない場合には、雇用主は、「中国における外国人就職管理規定」に従って処理することを明確にする。
5. 附属書の改正：外国人の社会保障番号の編集規則を調整する。

出典：掲載元名「中国に就職する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法の改正に関する人力資源・社会保障部の決定」

https://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/fdzdgknr/zcfg/xgfzjd/202412/t20241226_533334.html

五. 「商務部」外資投資企業の中国国内融資の利用による株式投資制限への撤廃

商務部の何亜東報道官は1月9日、外商投資法を着実に実施し、多国籍企業による中国での本社型機構の設立を奨励するため、商務部と国家外為管理局が2011年に公布した関連通知を廃止し、外資投資企業の中国国内融資の利用による株式投資制限を撤廃することを決定したと述べた。近年、外商投資企業による中国国内再投資の規模は拡大を続け、外商投資懇談会で多くの企業が関連規制の撤廃を提言していた。

何亜東報道官は、資金調達ニーズがある外商投資企業は、「商業銀行のM&A融資に係るリスク管理に関するガイドライン」などの規定に基づき手続を申請することができるかと述べた。商務部は、外商投資企業が各級外商投資タスクフォースまたはオンライン・システムを通じて問題を反映することを歓迎し、問題の解決に尽力するよう努力し、引き続き中国における外商投資企業のビジネス環境を最適化する。

出典：掲載元名 「「商務部」外資投資企業の中国国内融資利用による株式投資制限への撤廃」
https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202501/content_6997506.htm